

〈地域史料研究会・福岡 第14回懇話会 報告〉

## 近世、対馬の被差別民

### —対馬島・肥前国田代領を中心に—

佐賀部落解放研究所 中村久子

#### I 対馬の代名詞「国境の島」

- ・対馬北端の比田勝から釜山までは約 50 km、九州本土よりよほど近い距離にある。
- ・朝鮮半島と九州を結ぶ海の道の要衝として、古代から交易の拠点であった。
- ・全体に険しい山が連なり、平地はごく少ない。水田はわずかで、農地の多くは畑と木庭である。したがって農業はふるわず、島民は生計の道を多く海上交易に依ってきた。  
…ちなみに元禄 16 年(1703)の農地総面積は 2,322 町 1 反 1 畝 17 歩；概算石高 1 万石  
(田；202 町 7 反 7 畝 2 歩/畑；1,575 町 8 反 6 畝 23 歩/木庭；543 町 4 反 7 畝 22 歩)
- ・宗家は対馬島主として中世以来、対馬を領知し、朝鮮交易によって繁栄した。交易は朝鮮王家に対する朝貢のかたちで行われ、朝鮮側では対馬領主を朝貢者とみなした。
- ・宗家は近世には徳川政権に臣従し、文禄・慶長の役で断絶した朝鮮との通好回復をはかった。以後、近世を通じて、宗家は対馬一国を領有する 10 万石の国持大名の格式を与えられ、朝鮮との外交業務を担当した。朝鮮通信使の接遇も宗家の役であった。
- ・対馬藩の石高は近世後期まで実質 3 万 2000 石余(あるいは 2 万石余とも)。  
(対馬島；約 1 万 7000 石/肥前国田代領；約 1 万 3,400 石)  
10 万石の格式を保持するため幕府公認の朝鮮貿易を行った。釜山には朝鮮政府により「倭館」が設置され、対馬藩から派遣された館主以下 400 ~ 500 名の対馬藩士や商人が駐在して外交・貿易業務にあたった。
- ・文化 8 年(1811)に実現した朝鮮通信使の対馬府中における易地聘礼の功により、文化 14 年(1817)に幕府から 2 万石加増の沙汰があり、翌文政元年に加増地が決定した。  
…肥前国松浦郡内；約 9,117 石/筑前国怡土郡内；約 6,760 石/  
下野国安蘇郡内；約 279 石/ 同国都賀郡内；約 2,122 石

#### 朝鮮交易

- ・貿易は官営貿易と私貿易に分かれ、官営貿易には進上(封進)貿易と公貿易があった。  
…進上貿易—朝貢貿易の形式  
進上品；胡椒・丹木(蘇木, スオウ)・白礬(明礬)・朱紅・銅盤 等  
= 東南アジア産/長崎貿易によって入手  
回賜；人参・虎皮・花蓆・湯屯・筆・墨 等
- …公貿易—対馬藩と朝鮮政府の行う貿易  
輸出；四品(銅・錫・丹木・水牛角)  
輸入；公木(木綿)…後の交渉により木綿の一部が米に替わる(公作米)  
→公木・米・大豆・小豆・人参・灰吹銀
- …私貿易—対馬藩と朝鮮商人との直接貿易、対馬商人が参加、倭館で毎月 6 回取引  
輸出；主に銀・銅  
輸入；主に人参・生糸(中国産) 等  
→牛皮・牛角爪・黄芩(おうごん)・煎海鼠(いりこ/長崎から中国へ) 等
- ・近世前期まで朝鮮貿易は隆盛で、年間 10 ~ 20 万両の利益をあげたが、18 世紀以降は貿易が衰退し、利益も減少。
- ・豊富な産出量を誇った銀山の衰微が交易資金の窮乏化に拍車をかけ、対馬藩の財政は急激に悪化。後には幕府から毎年 12,000 両の拝領金を受けた。
- ・財政再建策の一環として、朝鮮貿易による牛皮・牛角爪の入手とそれらの大坂回漕、そして

転売が企図され、また皮および履物生産者の対馬島移住が計画された。

## II 対馬藩領の被差別民

- ・対馬藩主宗家の史料には、近世前期から「乞食」「禪門」「非人」等の文言はみられるが、近世後期まで対馬島内に「穢多」「皮(革)多」は現出しない。
- ・肥前国基肄・養父両郡にまたがる飛び地の田代領内には、近世初期から穢多身分が存在した。彼らは皮革業や刑吏役に携わり、一部は農業も行っていた。
- ・田代領には非人身分も存在したが、管見では詳細は不明。
- ・肥前国松浦領は文化8年(1811)朝鮮通信使の対馬府中における易地聘礼の功により、文化14年(1817)に幕府から拝領の沙汰があり、文政元年(1818)に松浦郡内の一部が対馬藩領となったが、ここにも穢多身分は存在した。しかし非人身分の存在は不明。
- ・同じく文政元年に対馬藩領となった筑前国怡土郡内には穢多身分の存在と彼らによる皮の生産が確認できるが、非人身分については不詳。
- ・同時に拝領した下野国安蘇郡内および同都賀郡内の被差別民については存在は推測しうるが詳細は不明。
- ・対馬および田代領には、犯罪者を処罰のために「奴」「婢」にし官や家中に使役させる労役刑が近世を通じて存続した。明治初年まで存続したのは対馬藩領のみという。
- ・奴や婢に処された者は「奴婢之号」を付せられて「奴号之者」となり、それによって「奴号之身分」に編入されたが、その身分は不変ではなく、年限が満了すれば自由になった。「永代奴」ですらも恩赦など、時と場合によっては解放されることがあった。

## III 対馬島の被差別民

### III-a 穢多身分の移住

- ・対馬本島には、寛政元年(1789)まで「穢多」「皮(革)多」などと呼ばれる被差別民は存在せず、皮革生産も行われなかった。皮革はもっぱら日本本土や朝鮮から輸入し、履物類等の皮革製品も島外から購入した。  
…「殞牛馬之皮を剥候事、他国ニ而は昔より有来之事ニ候処、於御国ニは牛馬之皮を剥候事之稀成ルハ以前より穢多無之故ニ候、此節穢多を取寄、踏ミ物を出来ハセ、御国産を以人民之用を足シ候事、大成御国益ニ候、然処牛馬之皮を剥取候事を村方ニより嫌候由之聞江有之、其嫌候故は、一ツは目馴レぬ事と、又一ツは牛馬を飼候者、其牛馬死候得は憐ミ之心を生し候よりして、早く土ニ埋ミ皮を剥取ルなど致事は無理成ル事之様ニ思ひ候故ニ而可有之」…  
**宗家文庫『天明八年御国産仕立方ノ諸職仕据方役々より申上帳』F-23**
- ・18世紀以降、朝鮮貿易の衰退に伴い、財政状況が悪化、対馬藩は産業構造改革をめざし、島内で諸産品を製造できるよう、島外から紙漉職人・陶工など多種多様の職人を招致、殖産興業策を推進した。  
**史料① 天明九年(1789)三月七日条ノ宗家文庫表書札方『毎日記』Aa-1**  
**宗家文庫『天明八年御国産仕立方ノ諸職仕据方役々より申上帳』F-23**
- ・その一環として飛び地の肥前国田代から皮革業者である穢多身分の人びとを呼び寄せ、皮革および履物類の国産化を図った。  
**史料② 天明八年(1788)二月ノ宗家文庫『天明八年御国産仕立方ノ諸職仕据方役々より申上帳』F-23**
- ・寛政元年(1789)2月25日、「雪駄売問屋」を新設、町人須川屋平右衛門の差配決定。
- ・平右衛門は穢多の住居と当座の糧食の準備を開始、また雪駄製造用の皮の確保を役所に申請。当面は雪駄製造に必要な皮は藩庫の貯蔵分から購入し、その支払いは3ヵ月間は猶予可能、対馬産の皮の生産開始後も雪駄用皮が不足すれば朝鮮皮の輸入も可能という認可を得た。  
**史料③ 寛政元年(1789)二月十二日条ノ宗家文庫表書札方『毎日記』Aa-1**  
**史料④ 寛政元年(1789)ノ『津島紀事』巻十一(附録巻一)「土産考」**
- ・寛政元年、肥前田代から穢多が対馬に来住。田舎下り、すなわち在郷を巡り斃牛馬を回収するための往来札を郡奉行所に申請し、9月以降には作業開始。  
…「手引之者三人、穢多四人、田舎下り往来札之儀、其度毎ニ御郡奉行所江願出」  
**寛政元年(1789)七月廿五日条ノ宗家文庫表書札方『毎日記』Aa-1**
- ・寛政2年(1790)5月6日、穢多が平右衛門に帰服しないとして「雪駄売問屋」を廃止、「穢多共出入之差配、田舎往来切手等之取扱方」は「窮民差引役之者」に命じた。

- ・斃牛馬発生の通知も問屋を経由せずに「差引役之者」もしくは穢多に直接通報するよう改変。
- ・市中における穢多の雪駄直販許可。ただし提札の常時携帯が義務化される。

**史料⑤ 寛政二年(1790)五月六日条／宗家文庫表書札方『毎日記』A a-1**

- ・寛政7年(1795)9月、平右衛門は再度「穢多問屋」を命じられ、「穢多共無法之儀無之様諸事嚴重ニ相示」すよう令達を受けた。さらに、もし平右衛門に不心得があれば、その取り締まりは窮民小屋差引役に命ずる旨、令達。
- ・雪駄の国産化は計画の五分之一にも達しないにもかかわらず、穢多の来住が島民と穢多との交流を出来させ、身分社会の根幹を揺るがす事態を招来したことで、事業計画自体の再検討が迫られたが、当面は穢多の管理徹底および雪駄増産策の強化を継続することを確認。再び須川屋平右衛門が登用された。

**史料⑥ 寛政七年(1795)九月晦日条／宗家文庫表書札方『毎日記』A a-1**

- ・「田代より来居候穢多共、近来平人ニ馴合不埒ニ付」心得違いをせぬよう、識別のため提札のみならず笠にも常に目印をつけるよう命じたが、「男女之出合も猥ニ有之」ような事態が出来し、藩庁は困惑。島民に対しては穢多との交際を厳禁、もし禁を犯せば「直ニ穢多入可申付」と威嚇したが、貫徹しなかった。
- ・穢多が故郷の田代と往来するのにも有害と認識、員数を定め、居留させる方針を決定。

**史料⑥**

**史料⑦ 寛政七年(1795)九月二日条／宗家文庫表書札方『毎日記』A a-1**

- ・藩庁は、この事態を「御国之儀、以前より穢多無之所故、下々田舎ニ至候而は穢多之あしらひ不心得ニ在之より」と判断した。そこに穢多がつけこむことを恐れ、さらに雪駄の生産が目論み通りに増えなかったことも原因して、穢多身分の田代差し戻しが検討された。

**史料⑧ 寛政七年(1795)十二月十二日条／宗家文庫表書札方『毎日記』A a-1**

- ・寛政8年(1796)3月24日、「田代より取寄候穢多共…不残帰郷申付候」の令達により、全員が肥前に戻った。

**寛政八年(1796)三月廿四日条／宗家文庫『御郡奉行毎日記』Ad-1**

### III-b 穢多身分の再移住

- ・文化10年(1813)7月20日、作事方改三山利右衛門・町人森岡屋市兵衛両人が再び「御国ニ而雪駄類為出来商売致度旨」出願、許可され、肥前田代から穢多身分5籠が家族とともに対馬に移住。寛政度と同じく、斃牛馬の集荷、皮革製造、履物の製造および修繕を担当した。
- ・前回の轍を踏まぬよう、島民には穢多身分について詳細に説明を加え、平人との差違を強調、交際等を厳しく取り締まった。

…「穢多之儀他国ニおゐてハ門内并敷居内ニも一切不入、通用の言葉も至而下賤ニ申ス事に候処」

**史料⑨ 文化十年(1813)七月廿日条／宗家文庫『御郡奉行毎日記』Ad-1**

…「あかね木綿之印有之編笠を被り市中を徘徊為致候筈ニ候間(中略)門内又は敷居内ニも一切不立入様いたし、言葉遣ヒ等も右ニ応シ候様可心得旨」

**史料⑩ 文化十一年(1814)八月朔日条／宗家文庫『御郡奉行毎日記』Ad-1**

- ・文化14年(1817)9月、皮の増産を企図、穢多の在郷廻りと斃牛馬の自由な皮剥ぎ解禁。
- …「近来剥取方果敢々々敷無之趣ニ相聞候、就夫穢多共田舎江罷下候義ハ兼而差留置候得共、万一剥取方難手届、腐捨候様有之候而は御国損之義ニ付、此節穢多共田舎へ差廻し、勝手ニ剥取候儀差免候間、少も不作法ニ無之様可申付候」

**文化十四(1817)年九月七日条／宗家文庫表書札方『毎日記』A a-1**

- ・文化14年(1817)10月19日、穢多身分6人の増員が決定され、実際は4人が来島した。国産の雪駄生産が軌道に乗りはじめ、一定量の供給が可能になりつつある証左か？

…「先般穢多共取寄、雪駄為出来居候処、御国産ニ可相成丈仮成ニ出来覚、此程八郷ニをみて斃牛馬之皮剥取方之儀をも依願差免候処、只今之人数ニ而ハ不足ニ有之、依之此節皮剥六人取寄候儀、御免被仰付被下候様願出(中略)此節皮剥之もの四人、新ニ取寄候儀差免候、出来之雪駄品位も宜相聞候付、此上出精、往々御国用相達候様」

**文化十四(1817)年十月十九日条／宗家文庫表書札方『毎日記』A a-1**

- ・文政元年(1818)六月、雪駄類の生産を向上させ対馬国内の需要を満たすべく努めるよう、また雪駄修繕の利便性を高めるため穢多の市中廻りを許可するが、その際は穢多の不作法を厳重に取り締まるよう請負に令達。なお穢多と相対の商売や穢多の住居への訪問は厳禁。

…「今程雪駄類専令出来、往々御国産相拵、御国内行足候様有之度候、尤市中をも相廻、直し繕之用ニ至、

便しさせ候付、御家中市中ニ至、心得方去ル酉年相達置候、然処穢多共市中ニ馴、自然不礼不作法之心得違致間敷ニも無之仍而は、先般相達置候旨、猶請負のものより嚴重可申付候、且又穢多相図之商売は致間敷、穢多住所江勝手ニ罷越候等堅差留候」

文政元年(1818)六月七日条／宗家文庫『毎日記』A c-1

- ・安政元年(1850)10月3日、「雪駄細工等巧者」を求めて飛び地の田代はもとより、筑後・柳川まで捜したがふさわしい者がおらず、結局、博多から「巧者之穢多両三人」を雇傭し、彼らに「御国産永続ニ至候様可令出精」旨を命じた。

史料⑩ 安政元年(1850)十月三日条／宗家文庫表書札方『毎日記』A a-1

- ・皮革は重要かつ高価な産品であり、対馬藩においても重視した。田代和生によれば、朝鮮との私貿易では寛政7年(1795)前後から牛皮・牛角爪の輸入が本格化するのではないかといわれ、事実、近世後期から末期には大量の牛皮が貿易品として輸入された。

(文政7年・1824の輸入量は年間15,000枚)

・田代 和生「幕末期日朝貿易と倭館貿易商人—輸入四品目を中心に—」  
(『徳川社会からの展望—発展・構造・国際関係』同文官出版／1989年)

- ・その牛皮は、角爪とともに大坂へ回漕され、大きな利益をもたらした。

史料⑪『(朝鮮交易覚書)』宗家文庫記録類Ⅲ朝鮮関係C-6

- ・牛皮や牛角爪が有利な国内取引物資として意識され、主要輸入品に位置づけられるのと皮の国産化推進は時期的にさほど隔たっていない。
- ・塚田孝が指摘するように、寛政初年に対馬藩が皮の経済価値に着目したのは履物の原材料として不可欠であったからであり、必ずしも大坂へ回漕するほどの生産量を期待していたわけではないかもしれないが、皮に対する認識の変化が穢多身分の対馬移住をもたらしたことは否めまい。
- ・皮革は近世社会の経済発展にともない、民需用として大きく需要を伸ばすが、さらに有利な国内取引物資として認識されるようになる。
- ・幕末期には、武備の必需品として皮値段はいよいよ高騰し、穢多身分の産出する皮はその重要性があらためて認識されることになる。
- ・穢多身分の移住の例は全国的に多く知られるが、その背景のひとつに皮の物資としての重要性と、それを認知した各藩庁の動向があった。阿南重幸や宮崎県同教の報告にもあるように、広く皮職人としての被差別民の移動を促した要因は、対馬藩においても同様に見出すことができよう。
- ・他と異なるのは、対馬の場合は、本来穢多身分が存在しない地域への政策による移住であるという点である。皮および履物類の生産者＝被差別民という、少なくとも関東以西に住む日本人の「常識」が対馬島民においては通用しなかった。そのため、来住の穢多と島民との恋愛など、藩庁の予測を超えた事態も出来た。
- ・「風紀の紊乱」、身分秩序の混乱を防止すべく、藩庁は島民に穢多の何たるかを訓示、「穢多のあしらい方」を教導し、交流を厳禁。違反者は厳罰に処すると威嚇し、取り締まりを強化。
- ・その前提として、穢多を一目瞭然に識別できるよう、身なりに印をつけることを強制した。
- ・対馬において行われた一連の政策、そこで出来た穢多と島民との交流のありようをめぐっては、被差別民とは何か、差別とは何かを改めて考えさせる。

・塚田 孝「アジアにおける良と賤—牛皮輸入を手掛りとして—」(『アジアのなかの日本史』東京大学出版会／1992年)

・塚田 孝「近世大坂における牛馬皮の流通」(『水辺と都市』山川出版社／2005年)

・阿南 重幸「南九州の皮革流通について—鹿児島藩・延岡藩等を中心に—」

(『人権社会確立第31回全九州研究大会報告』2011年)

### Ⅲ-c 非人

宗家文庫記録類Ⅲ諸覚書8

『三番／牢屋番／乞食／窮民小屋入』

『宝暦二年より寛政十年迄／御救被成下并属江被下共／附捨扶持被成下共／窮民小屋出入／穢多属』

#### 唯心軒

- ・対馬本島において、非人は近世前期から史料にみえる。  
その支配に任じられたのが唯心軒。寺社奉行の管轄(国分寺の組内、曹洞宗)  
…「高瀬新右衛門罷出被申聞候ハ、先日被仰付候新道心者支配之儀、禪門は支配は唯心軒常之役目ニ御座候故、申付候様ニト之儀ニ付而、其段国分寺へ申入候処、畏入候、只今唯心軒儀、上方へ罷有候間、帰国之間ハ三光寺へ可申付之由被申候、将又被申候は、新道心者儀、白木綿着物着仕、衣等致着候故、出家ニ紛申候之間、衣などもひほつかけを着させ、白着もの等も着不仕候様ニ可申付候由ニ候と被候間、弥其通ニ被申付候様申渡]  
**寛文九巳酉(1649)閏十月十日条**
- …「大浦庄兵衛より願出候ハ、以前より乞食住宅仕居候、至極下々之儀御座候得ハ不依昼夜口論等仕、火用心無心許、所替被仰付被下候様願出候付、乞食頭居所之儀、何方へそ被引取候様、唯心軒方吟味候処、下屋敷之内ニ引取可申旨申出候付、右願之儀、願之通被仰付候旨申渡]  
**宝永四丁亥(1707)四月廿八日条**
- ・『対馬紀事』卷之二「寺院」(文化6年/1809 成立)には「遊行山唯心軒曹洞宗」とあり、対馬宗家の始祖知宗の第4子荒四郎が遊行僧となり甫鉄宗鷲と称して一字を建立したと記す。
- ・開創は建長年間(1249~1596)と伝え、当初は遊行宗、後に禅宗に転宗。
- ・創建当初の寺地は丸山、文禄年中(1592~1596)に久田道(府中西南部)に移転。  
←三光寺は「感應山三光寺真言宗暢願寺末寺也」と記され、唯心軒の近隣に位置  
(三光寺は文化6年当時は廃寺)
- ・寺領など経済的基盤は不明。泊船庵・修善庵等とともに月に1度の六斎の托鉢が認可。
- ・唯心軒の禅門・乞食・非人等支配の由緒は不明。
- ・『対馬紀事』の「窮民廬」は、唯心軒の近傍に窮民小屋が置かれた背景を説明。  
←奈良等時代の悲田院を例に挙げながらも、対馬における由緒の違いを強調。  
←対馬の窮民小屋は元来は乞食の居所ではなく「中葉六斎徒之居処」  
←宗荒四郎こと甫鉄宗鷲が専修念仏の徒として同門の僧とともに鉦鼓を鳴らし門口に立ち教化に努めたことが、今に剃髪し褌をまとって乞丐する者を禅門と呼ぶ由来。  
←禅門は必ずしも乞食と同義に扱われていないが、唯心軒にまつわる由緒が近世における唯心軒の役目を説明する根拠として意識されたか?
- ・服部英雄は、禅僧などの宿泊所「旦過」に後世、差別的な意味合いが付けられる事例を紹介するが、「窮民廬」の記述はそれを想起させる。
- ・唯心軒の位置づけも不明。  
←開創が領主宗家の一族であり、古い由緒を誇ってはいるが、近世の国分寺配下の寺院として宗派内部での地位はどのようであったか等、管見では不詳  
**平山東山『対馬紀事』卷之二「寺院」および「窮民廬」(鈴木棠三編対馬叢書2上巻・東京堂出版・1792年)**  
**服部英雄「中世の被差別民衆群像—九州から考える—」(『佐賀部落解放研究所紀要』第29号・2012年)**

#### 唯心軒支配として登場する人びと

- ・配下の肩書は「道心者」「禅門」「乞食」等、ただし呼称の差違に関する説明はない。  
…新道心者(寛文9年・1669)——出家と紛れぬよう白衣物着用禁止  
…乞食(貞享3年・1684)——下男八左衛門に「らいさう」の煩いあり、雇用継続不可。よって府中に出し、乞食をさせたいと主人より出願。  
…禅門(宝永4年・1707)——もと打廻御番所の中間であった与四右衛門が禅門仲間入り、日中は黒衣にて乞食、夜は町方の方々に片陰に佇むなどの風聞あり、よって禅門仲間に預け置き、他出禁止を命ず。  
与四右衛門を故郷の上方に返すについては、剃髪しているため、髪を立てるまで牢舎を命じ、飯米は窮

民小屋番人方から渡すよう旅人吟味役中から申し出る。

- …乞食(宝永4年・1707)——乞食頭居所の移転につき、唯心軒方が吟味
- …禪門(享保13年・1728)——潜商の科により奴を命じられるも「片輪者」ゆえ剃髮、唯心軒支配の禪門を命ず。
- …非人(享保18年・1733)——非人大入は仲間の非人松賀を迫害したため、唯心軒が召喚され、大入の叱責を命じらる。
- …乞食(元文2年・1737)——唯心軒乞食念齋、夜行など不届きにより唯心軒預け、不届きは唯心軒の越度ゆえ、その処分を唯心軒に令達。
- …非人(元文2年・1737)——永代婢、2度までも主人が「難召使」につき「返上願」を出願、病身のうえ不行跡につき非人を命ぜらる。
- …乞食(元文3年・1738)——百姓下男甚六、唯心軒配下乞食を命ぜらる。
- …非人(元文4年・1734)——拝領下男六兵衛、不行跡につき入牢、非人を命ぜらる。
- …非人(元文5年・1735)——国分寺永代奴嘉兵衛、宜しからざる病症、依願により非人
- …乞食(元文5年・1735)——抱下男忠兵衛、怪我のため本国に帰還できず、乞食志願
- …非人(元文5年・1735)——拝領下男市兵衛、たびたびの不行跡につき主人より返上、懲戒として非人に申しつけ、上方へ追放を命ぜらる。
- …配下(元文6年・1736)——清元寺下男喜八、不届き者につき唯心軒配下を命ぜらる。
- …乞食(寛保2年・1742)——善慶庵下男次良兵衛、病身につき稼ぎは困難、「乞食相望候付、望通申付ル」
- …禪門(寛保2年・1742)——下男喜六、病身、田舎働きにつき主家を欠落、不届き者ながら他に悪事なし、主人へ返却のはずが、依願により禪門に

「唯心軒配下之禪門ニ被仰付被下候様其身依願、即禪門ニ申付ル」

…乞食(寛保4年・1745)——下男幸助、再度の欠落により乞食を命ず、『罰帳』に記す。

- ・窮民小屋入りを命じられた人びとは相違し、もともと犯罪を犯し、その刑罰として拝領下男・下女(奴・婢)などの労役刑に服している者が、再度罪を犯した場合に唯心軒支配を命じられる傾向。
- ・奴刑よりも一段と重い刑罰。
- ・佐賀藩など多くの地域でも、犯罪に対する処罰のひとつとして非人手下に落とす例がある。
- ・乞食を不埒により奴(一ヵ年切奴)に処した例も知られるが、この場合は乞食仲間に使役されたか?(寛政9年・1797)
- ・五年切奴が欠落し、捕縛され入牢したが、癩のゆえをもって主人が返上を出願し、乞食にされた例もある(宝暦7年・1757)。  
…「右之者癩相煩召置処無之趣願出、返上被仰付乞食ニ申付候」
- ・穢多身分の者と交際した百姓源六の娘きちに対し、「穢多と馴合候等之儀言語道断不埒」として入牢、「以御慈悲大橋江一日さらし、乞食入、唯心軒配下ニ申付」が命じられ、「出牢唯心軒江可被引渡候」の処分がなされた。 **史料⑦**
- ・「禪門」「道心者」の呼称が示すように、剃髮した者も多い。一見僧形だが正式な出家ではない。出家と紛らわしい身なりは禁止。「乞食」にも僧形らしい名を名のる者がある。  
唯心軒配下に入る＝剃髮? / 髪を立てる＝唯心軒配下からの離脱?
- ・「非人」「乞食」「禪門」「新道心者」という呼称の違いは何を意味するのか?  
「禪門」は北部九州では乞食と同義。
- ・佐賀藩でも、乞食・禪門・非人の呼称が同一人物に対して使用される例はあり、対馬においても同様の状況か?
- ・「禪門」が剃髮している例は複数あるが、単に「乞食」あるいは「非人」と記される者でも出家めいたを名乗っていることがあり、明確に分別していたとは考えにくい。
- ・府中中心部の乞食居住は不可として、周辺部に居住地が選定され、移転費用も藩庫から拋出されることから、集住していたと推測される。
- ・志願して禪門・乞食になる者もあるが、いずれも病身者など生活の資を失った人びと。
- ・仕事は物乞いのみか? 芸能・刑吏役などについては管見では史料なし。
- ・野非人の取り締まりなどについての関与も不明。

- ・「乞食頭」の文言があることから、頭領の指令を受ける組織があったことがわかるが、頭の人数、また組織全体の員数などは不明。
- ・妻子を有し、家族を形成することができたか否かも不明。

### 唯心軒支配の人びとへのまなざし

- ・唯心軒配下に入ることは何を意味するのか？
  - ・共同体との関係は？
  - ・奴や婢との関係は？
  - ・窮民小屋の住人との関係は？
  - ・明確な被差別身分であったのか？
- ・唯心軒支配となった理由——配下となった理由が分かる 11 例のうち；
    - ① 不行跡などの懲戒として… 6 例
    - ② 病気や怪我、身体の障害など… 3 例＝「らいさう」「不宜病症」等
    - ③ 自身の志願… 2 例：病身のため労働不可能な下男等が志願＝背景に病や障害あり
  - ・唯心軒配下の人びとは犯罪の陰が濃い。
    - ←窮民小屋住人にほとんど犯罪歴はない。
  - ・唯心軒配下の人びとの前身は奴や婢が多い。
    - ←そもそも「奴婢之身分」自体が犯罪に対する処罰
    - ←不行跡かつ病身を理由に主人が「返上」を出願、非人とされた例 等
  - ・唯心軒配下となって後も「不埒」を働き、唯心軒の譴責を受ける者が少なくない。
  - ・犯罪者として処罰され、その結果、奴婢として労役に服している者が再度罪を犯した場合に唯心軒配下とされる傾向。
    - ←奴刑よりいっそう重い刑罰という認識か？
  - ・穢多と交際し唯心軒支配とされた百姓きちの場合、「言語道断」の不埒が理由。
    - ←婢よりもはるかに厳しい処断という認識
  - ・癩者との関係も視線に影響したか？←癩＝「天刑病」
    - …「癩相煩召置処無之趣願出…返上被仰付乞食ニ申付」

### Ⅲ-c 窮民小屋

- ・対馬の窮民小屋は「老癯無告者一切収容使無流離顛沛之患」ための救済施設。
- ・宝永 3 年(1706)開設。
- ・当初は唯心軒の近傍に設置されたいが、正徳 4 年(1714)に焼失、翌正徳 5 年に「浜塵捨場」のうちに移転。文化 8 年(1811)の絵図では「窮民家」は府中湊の東側に存在。
- ・規模は不明。収容人員は元文元年(1736)9 月現在で 20 人。
- ・仕事は草取り。少なくとも歩行可能な男 3 人は棧原城黒門内、御厩の橋まで毎日出勤。
- ・小屋住人には糧食を支給。飯米の現物および塩・味噌・薪代ひとり当たり 1 ヶ月新銀 6 分支給。
  - ←享保 7 年(1722)現在
- ・直接の管理は「窮民差引役」、家中の士を任命し、窮民小屋番人・窮民屋守を配置。
  - ←所属は享保 19 年(1734)までは「旅人吟味方」、その廃止に伴い「御勘定所」へ移管
- ・入所対象は庶民、病者・身体不自由者も多く収容される。
- ・ほとんどが生活に行き詰まり窮民小屋入りを志願、吟味のうえで入所が許可される。
- ・滞在期限は基本的に 3 ヶ月、以後 3 ヶ月ずつの更新を繰り返す者も多い。
- ・犯罪との関わりはほとんど見られない。
- ・老衰や病気・身体障害等により、労働ができなくなった召使いを主人が志願して小屋入りさせる例もある。
- ・病気のため小屋入りした者が、全快して小屋を出ることもあり、あるいはいったん退所した者が年月を経て生活に困窮し、再び入所を志願する例もある。

- ・ 窮民小屋入所が、すなわち身分的な変動を意味しない。
- ・ 武士や給人の救済願いに対しては窮民小屋ではなく、「御救」の米銭が支給される。
- ・ 「乱心者」の場合、窮民小屋ではなく、周囲が「借牢」を願うことが多い。
- ・ 「窮民小屋差引」が穢多問屋廃止後の穢多身分の差配を命ぜらる。同一サークルにあるものという認識か？

### III-d 奴・婢

- ・ 近世対馬藩の刑罰制度の特徴、近世を通じて存続したのは対馬藩のみ。
- ・ 対馬本島のみならず、飛び地など藩領全域に適用された。
- ・ 近世においては原則的に犯罪者に対し刑罰として労役を課し、「奴」「婢」として官の命により使役した。
- ・ 藩主の命によって各官および家中の士、在郷の給人や寺社に配属、使役されたが、時代が下るに従って被遣者は拡大、奴・婢の需要も増大した。
- ・ 近世初頭の呼称は「遣之者」、元禄 15 年(1702)以降は『奴婢帳』が整備され、呼称も「拝領者」「拝領奴(婢)」「拝領下男(女)」等が変わった。「婢」の初見は正徳 5 年(1715)。
- ・ 刑の目的は主として懲戒、労役刑として基本的に庶民以下に適用された。
  - ← 懲戒目的は 17 世紀末～ 18 世紀初頭 (元禄～正徳年代) に奴婢制が整備されて以降
  - ← 淵源は 15 世紀初頭の応永年間以来継続した領主による家臣への下人賜与の慣行
  - ← 背景に対馬で実質的に公許された人身売買の慣習
    - … 入手した下人は財産、相続・売買・譲渡の対象
    - … 下人の供給源は人身売買市場および倭寇により大陸から掠奪された被慮人(「掠奪奴隷」「購買奴隷」)
    - … 近世、倭寇活動の終焉と豊臣・徳川政権による人身売買禁止令の強化によって下人の供給途絶
    - … 代替として犯罪者を下人に充当する制度に移行、次第に拡充。刑罰による「拝領者」に変化
  - ← 寛文 9 年(1699)以降は被遣者が拡大、家中や万松院だけでなく田舎給人も対象、拝領者の需要増大
  - ← 拝領者の必要数が確保できた理由
    - … 対馬では犯罪者を島外に追放せず島内僻地に配流し、労働力として使役したこと
    - … 潜商(密貿易)の摘発者が多く、その親族、とくに妻子への縁坐刑が行われたこと
- ・ よほどの重罪を例外として、武士には原則として行われなかった。
- ・ 奴・婢には罪の軽重により、有期限・無期限の別があり、短ければ 1 年・3 年・5 年、長ければ 10 年・20 年・30 年、そして永代奴があった。有期限の者は年切奴と称された。
- ・ 派遣される地域によって、府内奴と田舎奴の別があり、田舎奴の方が重刑とされた。
- ・ 拝領の奴は、病弱・身体障害等により労働ができない者や不行跡者であれば、返上を願い出て許されることもあった。拝領奴を扶養できないことも返上理由になった。
- ・ 奴刑に処された者は「奴婢之号」を付せられ「奴号之者」となり、それによって「奴号之身分」に編入された。
- ・ 「奴号之身分」は不変ではなく、年切奴は期限が満了すれば解放された。また恩赦によって免ぜられることもあった。永代奴であっても、たとえば勤務態度が評価され、その報奨として主人が「奴号御免」を願い出るとか、老年のゆえをもって「奴号御免」を許可されるとか、時と場合によっては解放されることもあった。
- ・ 奴の財産はその配属先の主人に与えられたが、その所生の子も同様、主人の所有になった。
- ・ 奴の主人はその懲戒権をも有し、主人が武士であれば生命を剥奪する権利さえ有した。
- ・ 奴は配属先の主人の命によって労役を果たしたが、一定の飯米・賃銀は支給された。許された範囲内では、大工・屋根葺きなどの職人仕事を自由に営むこともあった。
- ・ 奴や婢は不自由民ではあるが、解放され自由民になる可能性がある。
- ・ 共同体による日常的な忌避はみられない。
- ・ 癩の罹患を事由とする奴婢の返上や派遣停止は可能、その癩者は唯心軒支配とされた。
- ・ 対馬の奴婢制度には全体に中国・朝鮮の影響があるという。
  - ← 中世対馬の下人賜与に近似した奴婢賜与は古代中国から隋・唐時代にも存続
  - ← 朝鮮半島では高麗王朝以前から存在、朝鮮王朝時代まで継続



←縁坐制は高麗王朝や朝鮮王朝、あるいは唐の奴刑制や没官刑制を想起

金田平一郎「對馬藩の奴刑」(『法制研究』十三ノ二)

安河内博『對馬藩に於ける奴婢制成立の研究』(九州大学文学部史学研究室・1953年)

#### IV 肥前国田代領の被差別民

##### IV-a 對馬藩肥前田代領の成立

- ・慶長 4 年(1599)、薩摩国出水郡内 1 万石余に替えて肥前国養父郡内 5,507 石および基肄郡内 4,330 石、計 10,037 石の領知を對馬宗家に命ぜらる。
- ・江戸幕府開府後の慶長中期以降(慶長 10 年(1605)もしくは慶長 12 年とも)に 2,800 石が加増され、基肄全郡および養父半郡 12,837 石が對馬藩領として成立する。
- ・寛永 11 年(1634)柳川事件の余波により園部村のうち 1,000 石が幕府に収公されるが、正徳元年(1711)に朝鮮使節誘導の功を認められ宗家へ返還。以後、田代領は表高 13,402 石 7 斗 2 升。  
(石高の相違は返還時の園部村の高が収公時の 1,000 石ではなく 1,565 石 7 斗 2 升とされたため)
- ・田代領は地理的・政治的に天領日田との関係が深く、天領的な雰囲気があったが、鍋島・黒田・有馬の外様三雄藩の緩衝領国的な側面もあった。
- ・田代領は佐賀藩鍋島領・筑後久留米藩領・筑前福岡藩領と境を接し、長崎街道が貫通する。また久留米道と日田道の結節点でもあり、人・物・情報が行き交う交通の要衝として賑わった。

##### IV-b 田代領の支配

- ・對馬藩にとって田代領は遠隔地であるが、對馬島内の農業生産性がきわめて低いところから「米蔵」として重要視された。
- ・對馬藩は中心地田代町に代官所を設置、藩庁から代官を派遣して統治を行った。
- ・代官所には田代三役(奥役・佐役・賄役/各 1 名)が詰めたが、その任期は原則として 2 年。三役にはそれぞれ従者が随従したが、彼らを併せても對馬出身者は 20 数名程度。
- ・遅くとも 17 世紀後半以降、実際の地方支配には現地田代地域の領民が起用された。
- ・代官所の実務を担当する地役人はまた扶持人・役目人などとも呼ばれ、代官所に勤務して手代・祐筆等の諸役を担った。
- ・田代領は基肄上郷・基肄下郷・養父郡の 3 郷に分かれたれ、それぞれに大庄屋が置かれた。各村には庄屋、その下に組頭が置かれ、村方の行政を行った。
- ・田代・瓜生野両町には別当・座親・耆としよりが置かれ、町の行政を担った。
- ・代官による中央集権的ピラミッド型の一極支配であったが、重要事項は藩庁の指示に拠った。
- ・藩庁からは代官仕置監察として目付が派遣され、田代領内の民情視察などを行った。

##### IV-c 田代領の史料に登場する被差別民たち

- ・かわた／穢多
- ・非人
- ・禪門／袖乞／乞食
- ・座頭／盲僧／瞽女
- ・歌舞伎
- ・芝居／浄瑠璃／おどり
- ・かるわざ
- ・見せ物
- ・相撲
- ・売女
- ・類族
- ・奴／婢 ect.

#### IV-d かわた／穢多：戸数・人口

- ・かわた…慶長 12 年(1607)『検地帳』に肩書として記載される。  
「かわた孫市」「かわた新九郎」
- ・穢多身分の居住地は 6 ヲ所、うち 3 ヲ所はある程度の戸数があったと推測される。
- ・元禄 2 年(1689)『竈帳』には基肄郡内 3 ヲ所の穢多身分居住地の戸数がそれぞれ 7 戸 / 1 戸 / 8 戸と記載される。
- ・宝永 7 年(1710)の穢多身分の人口は 140 人。

…「一御領中男女人数壹万五百拾三人内 六千百貳拾三人男 / 四千三百九拾人女

内貳千五百七拾五人	上郷
同貳千八百五拾四人	下郷
同貳千八百四拾三人	養父郡
同千貳百六拾四人	田代町
同七百拾人	瓜生野町
同百〇七人	扶持人中
同拾老人	牢人
同九人	類族
同百四拾人	穢多
一出家四拾老人	内三拾人 三郷 / 拾老人 両町
一社人拾貳人	三郷
一社僧五人	内老人 上郷 / 四人 両町

対馬藩田代関係文書 I 「御巡見 / 上使御問被成候時御答可申上覚書中 / 田代」(『鳥栖市誌資料編』第 8 集)

- ・寛政 5 年(1793)か 6 年ころの穢多身分の人口は 141 人。

…「〇御領中人数之事

一凡壹万貳千三拾老人 寛政五、六年頃之吟味ト見ル

内 男 七千九人 / 女 五千貳拾貳人

男女 三千九百六拾人	上郷
同 貳千九百人	下郷
同 貳千八百六拾人	養父郡
同 千三百貳人	田代町
同 九拾八人	御扶持人中
同 拾老人	牢人
同 九人	類族
同 百四拾老人	穢多

対馬藩田代関係文書 I 「御勘定所 / 田代覚書」(『鳥栖市誌資料編』第 8 集)

- ・明治 2 年(1869)の穢多身分の人口は 2 ヲ所の居住地に 67 戸・267 人(男 140 人・女 127 人)  
23 戸 98 人(男 51 人・女 47 人) / 44 戸 169 人(男 89 人・女 80 人)

『肥前国基肄郡穢多人高書上帳』

佐賀藩鍋島領の場合：穢多身分 1,425 人・非人身分 303 人

(明治 2 年 / 36 万石余の領域のうち小城・蓮池・鹿島の 3 支藩を除いた約 25 万石が対象)

#### IV-e 穢多身分：仕事

##### 刑吏役

- ・機構・人員および田代領の行政機関としての位置づけなどは不詳。
- ・対馬本島には近世後期まで穢多身分が存在せず、刑吏役と被差別民との関係も不詳。
- ・刑吏役遂行のための武術鍛錬として、豊後国国東半島にあった被差別民の剣術道場に田代領の穢多身分 20 余名が入門した記録が残る。

- ・牢は万本山に置かれ、そこで処刑も行われた。複数の穢多身分が牢に勤務したが、常住したか否かは不詳。処刑業務にどの程度関与したかも不明。  
…「牢屋敷ハ御内検帳居屋敷四間=三拾間、四町之高五斗二升、又三升と有之候、牢屋ハ何比建と云事不知、牢屋建候時牢屋=成分斗被召上、屋敷主勤右衛門江屋敷代を下屋敷之内=被下候、牢屋々敷口今五間五尺入拾三間四尺五寸有之(後略)」

**対馬藩田代関係文書 I 「御勘定所／田代覚書」(『鳥栖市誌資料編』第8集)**

- ・牢番勤務に対する報酬は不詳。糧食は支給された。
- ・収監者と「番穢多」の食料は収監者の所属町村が負担した。  
←享保 19 年(1734)ころには番穢多へは米 5 合・銭 10 文を支給  
←収監者用の塩・味噌・薪代として別途銭 10 文を支出。  
番穢多は草履などを製造するため、塩・味噌代は不支給。
- ・穢多身分の刑吏役の具体例
  - ① 牢番：収監者の監視および食事の提供
  - ② 犯罪者の追跡・捕縛
  - ③ 追放者の引き回し・領境への連行
  - ④ 町村の巡回警邏
  - ⑤ 晒刑に関する業務等は不詳
  - ⑥ 類族への監視業務等は不詳

### 斃牛馬処理—皮革製造

- ・皮革業が存在したことはたしかだが、史料が少なく詳細は不詳。
- ・天領日田の被差別民の有力者の記録に、田代領の穢多身分と天領日田の被差別民との皮革取引を記した帳簿が存在、活発な経済活動を示す。  
…天明 3 年(1783)夏、病死した旅人の馬の処理を穢多が命ぜらる

津田家文書『考鑑』天明三年七月廿一日条

…弘化 3 年(1864)、穢多は武備用として毎年皮革 3～4 枚を安価に提供する旨申請し許可さる

津田家文書『考鑑』弘化三年八月廿九日条

…奥役・表役以下、田代代官所勤務者に毎年皮が支給された記録があるが、その皮の生産地は不詳。

門司家文書『文久元年／牛皮配当名前覚／十月 日より 手代方』

…安政 2 年(1851)夏、佐野護左衛門から浜崎において牛皮 1,500 枚～2,000 枚および白保 2,000 ほどを購入、販売すれば 1 年に約 300 両の利潤を見込める旨の内談あり。

牛皮の他領への販売による藩財政好転を企図か？

「佐藤恒右衛門毎日記」安政二年七月廿三日条(『鳥栖市誌資料編』第5集)

- ・安政 3 年(1852)夏、田代領の牛皮を買い入れ、筑前深江において対馬藩が販売を行っていたが欠損を出した由、基肆・養父両郡の庄屋が報告した。  
…「一両郡牛皮買之事、深江にて主向相立居候得共、損銀ニ相成居候由、両郡庄屋申出候との事」

「佐藤恒右衛門毎日記」安政三年六月廿九日条(『鳥栖市誌資料編』第5集)

### 斃牛馬処理—履物製造

- ・寛政元年(1789)に田代領の穢多身分が対馬本島に招致され、皮および履物類の製造を命じられたごとく、田代領では履物産業が存在した。
- ・穢多身分は例年 7 月と 12 月に田代代官所に参入し、奥役・表役などに履物と皮を進上。領主に対するこうした儀礼は他地域の慣行と共通する。

7 月：雪駄 1 足・竹皮草履 2 足→丁銭 300 文／藩札を半紙に包み水引結び

12 月：雪駄 1 足・藁草履 2 足・鞣した馬皮 1 枚→丁銭 400 文／藩札・祝儀

…「三郷穢多中より雪駄一足・藁草り式足、中元之祝儀として致進上候付、丁銭三百文札也半紙にて包、水引結にして与之」

「佐藤恒右衛門毎日記」嘉永七年七月十三日条(『鳥栖市誌資料編』第5集)

…「穢多中より例年之通雪駄一足・竹皮草り式足致進上候付、丁銭三百文札也半紙にて包、水引結にして与之」

「佐藤恒右衛門毎日記」安政二年七月十三日条(『鳥栖市誌資料編』第5集)

…「穢多中より例年之通滑馬皮壹枚・雪駄一足・藁草履式足差出  
但就右丁錢四百文、札ニ而祝儀相与ル

「佐藤恒右衛門毎日記」安政二年十二月廿六日条(『鳥栖市誌資料編』第5集)

#### 斃牛馬処理—製薬業?

- ・斃牛馬は皮のみならずあらゆる部位が有効活用された。角・爪・骨・筋・脂・内臓、そして肉も取得され、しかるべく利用された。
- ・内臓は薬の材料として利用された可能性がある。  
…筑前甘木の穢多身分の村から五黄が鳥栖の製薬業者に出荷された記録あり。

#### 農業

- ・すでに慶長 12 年(1607)の『検地帳』に「かわた」2 名の記載があり、農地を持ち農業を行っていたと推測しうるが、規模等は不詳。

#### IV-f 穢多身分：くらし

- ・穢多身分は例年正月に代官所に参上し、祝儀を受けた。草履・皮等の献上同様、他地域の慣行と共通する儀礼。  
…「穢多中如例年入来候付、荒米八升・銀札三匁与之」

「佐藤恒右衛門毎日記」安政三年正月四日条(『鳥栖市誌資料編』第5集)

- ・元文元年(1736)正月、田代領の牢の近隣の住民が牢番の穢多身分に遣い水を汲ませないために穢多身分どうしで相談、金を出し合って新しい井戸を掘った。  
…「一牢屋番之穢(ママ)共遣用之水、近所之者くませ不申候付、穢多中申合、錢を貫候而井を掘申度、相見合之儀之事」  
津田家文書『考鑑』元文元年正月六日条
- ・元文元年(1736)6 月、田代領の穢多身分の身形が百姓に見まがうほどよくなり、外見上の区別がつかないのを憂慮した代官所は、穢多身分の男性の髪型を変えるよう令達。  
すなわち月代を耳下まで剃りさげる、もしくは斬切りにすべし。

津田家文書『考鑑』元文元年六月八日条

- ・天保 21 年(1851)3 月、田代領百姓茂八が筑後の穢多身分の家に捨て子をしたのが露頭し、追放刑を受けた。筑後の芸能者の家に捨て子をした百姓の処罰は 2 日晒。

津田家文書『部類別考鑑・賞罰之部』天保廿一年三月廿一日条

#### IV-g 非人身分

- ・田代領における非人身分の記事は僅少のため、詳細は不詳。領内に少なくとも 1 ヲ所は非人の定住地があったと推測されるが、生活状況等は不明。
- ・禅門・袖乞・乞食等と呼ばれる人びとの行き倒れの記事は散見する。

#### V まとめに代えて

- ・対馬は古代から近世を通じて朝鮮半島との深い関わりをもつ地域であり、また本土から隔たった島国である。独特の文化・風習を残すが、被差別民のありようにおいても同様、他地域とは異なる部分が少なくない。
- ・まず、近世後期、藩の政策によって皮・履物製造職人として呼び寄せられるまで、対馬本島には穢多と呼ばれる存在はなかった。
- ・皮の生産も行われず、履物職人もいなかった。皮および皮革製品は島外から購入した。
- ・対馬藩において、朝鮮貿易によって得られる牛皮・牛角爪は大きな富をもたらす重要物資。その輸入が本格化するのは 18 世紀末、皮と履物類の国産化を企図して製造者たる穢多を自領の肥前田代から対馬に招致した時期とさほど隔たっていない。
- ・対馬島民は穢多の何たるかを知らず、したがって差別もしなかった。

- ・藩庁は穢多の定住にあたって、島民に本土における穢多身分のありようを説明し、身分秩序を教え、「混雑」が起こらぬよう取り締まりを強化した。
  - ・そのために穢多身分には外見上はつきりわかるようなことさらな印づけを強制した。
  - ・藩の政策は奏功し、島民は被差別民をそれと認識することになり、差別も定着した。
- 
- ・対馬藩の飛び地である肥前国田代領や肥前国松浦郡内・筑前国怡土郡内には古くから穢多、また非人などと呼ばれる被差別民が存在した。
  - ・飛び地の支配において、対馬藩は多分に中世的な様態を残す対馬本島の統治機構を採用せず、西南諸地域領国の一般的な地方支配の様態をとった。その支配形態は被差別民に対しても同様であったと推測する。
  - ・肥前田代領における穢多身分は、近隣諸地域と同様、刑吏役や斃牛馬処理、皮等の製造、履物製造を行った。皮等の取引は領内のみならず、久留米藩や天領日田、さらには大坂など広範囲にわたっていたと推測する。
  - ・肥前田代領には、穢多・非人以外にも芸能者など多様な被差別民が存在した。「売女」と呼ばれる娼妓などはむろん政治的には平人の範疇に入るが、社会的には厳しい差別を受けた。
- 
- ・「類族」はいわゆる「転びきりしたん」であり、被差別民に位置づけられていたわけではないが、代官所の監視の目は油断なく注がれており、誕生・婚姻・死亡などに際して追跡が行われた記録が残る。
- 
- ・対馬において唯心軒なる曹洞宗寺院に差配される非人・乞食は近世初期から存在した。その生活の詳細や島民の彼らに対する認識については判然としない。
  - ・非人と穢多両者の関係も管見では不明。
  - ・唯心軒は古い由緒を誇るが、近世対馬の曹洞宗内部での位置づけ等、詳細は不明。
  - ・対馬における刑吏役の実態や組織形態も不詳。「捕吏」の身分も不詳。
  - ・「牢番」は存在するが、被差別民ではないらしい。
  - ・飛び地の肥前田代領では、皮革製造とやらんで刑吏役が穢多身分の職掌とされ、牢番、犯罪者の追跡・捕縛、追放者の引き回しと領境への連行、町村の巡回警邏等を行ったが、刑場の業務は不明。
  - ・疑問符ばかりがふくらむが、それを明らかにするためにも史料発掘が急務である。

## ★ 主要参考資料

- ・中村正夫「対馬藩の皮革生産について」(『ながさき部落解放研究』第24号／1992年)
- ・『楽郊紀聞』(鈴木棠三校注東洋文庫308／平凡社／1977年)
- ・木村直也「対馬—朝鮮との窓口」(『歴史の道・再発見』第7巻フォーラム・A／1995年)
- ・日本歴史地名大系第四三巻『長崎県の地名』(平凡社／2001年)
- ・山本博文『対馬藩江戸家老』講談社学術文庫／2002年
- ・『鳥栖市誌』鳥栖市／2008年
- ・永留久恵『対馬国志』(『対馬国志』刊行委員会／2009年)
- ・『対馬の朝鮮貿易と被差別民』(長崎人権研究所／2010年)